



マイナンバーカード（個人番号カード）の申請受付について

町民課では、平日（月曜日から金曜日）午前8時30分から午後5時15分（水曜日は午後7時）までマイナンバーカードの申請サポート・交付，電子証明書の更新等を行っています。

また、平日に来庁できない方を対象に、令和3年1月から、毎月第2日曜日午前9時から正午まで平日と同様に申請サポート等の受付を行っています。

「申請の仕方がわからない」「写真を撮るのが面倒・・・」等の理由から顔写真入りのマイナンバーカードを作成していない皆さん！大子町に住民登録されている方を対象に職員が写真撮影を含む申請のサポートをします。

マイナンバーカードは、本人確認の際に身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付サービスも利用でき、3月から順次、健康保険証としての活用も見込まれます。ぜひこの機会に作成してみませんか？

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。

・次回休日受付日時 3月14日（日）9：00～12：00 ・場所 町民課

●マイナンバーカードを初めて作成

▽申請時来庁方式

申請時のみ来庁し、マイナンバーカードは後日、本人限定受取郵便で郵送されます。

（※）「Aを2点」又は「AとBを各1点」/通知カードを持参してください。

▽交付時来庁方式

申請と交付時に来庁してください。申請時に（※）A又はBを1点持参してください。

●マイナンバーカード交付

（※）「Aを1点」又は「Bを2点」/交付通知書（はがき）/通知カードを持参してください。

●電子証明書の更新

マイナンバーカードを持参してください。

本人確認書類（※）	
A	運転免許証，運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。），旅券（パスポート），住民基本台帳カード（顔写真付き），在留カード，身体障害者手帳など
B	健康保険証，介護保険証，年金手帳，後期高齢受給者証，限度額認定証，医療福祉費受給者証（マル福），学生証，社員証，生活保護受給者証，母子手帳など

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112

大子町の新型コロナウイルスワクチン接種について

大子町の新型コロナウイルスワクチン接種は、町内6医療機関における個別接種で実施します。国の示すスケジュールに合わせ、高齢者から順にクーポン券を送付予定です。また、新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談窓口として、コールセンターを保健センター内に開設します。

●開設日 3月5日（金）

●対応時間 8：30～17：00（土日・祝日を除く。）

●電話番号 76-8076

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

心配ごと相談の終了について

社会福祉協議会では、文化福社会館「まいん」で毎月第1・第3水曜日に、相談員による心配ごと相談を行ってきました。しかし、専門的な相談窓口が整備されていることから、相談日を設けての心配ごと相談は、3月末で終了します。

4月からは、日常生活における困りごとや悩みごとの相談は、社会福祉協議会の職員が相談を受け、必要に応じ関係機関につなぐ総合相談支援を行います。

また、以下のような専門相談窓口もありますので、御利用ください。

・日常生活の困りごと	社会福祉協議会	72-2005
・高齢者の総合相談	地域包括支援センター	72-1175
・障がいや生活保護に関する相談	福祉課	72-1117
・消費者トラブル	大子町消費生活センター（観光商工課内）	72-1124
・不安や悩み等ことろに関すること	ことろの相談（健康増進課）	72-6611

問合せ 社会福祉協議会 Tel 72-2005
地域包括支援センター Tel 72-1175

親しき仲にもマスクあり！～「マスクなし」をなくしましょう～

「マスクの着用」をはじめ、「手洗い・咳エチケット」や「3密（密集・密接・密閉）の回避」など、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

●飲食を伴う場面

会食や冠婚葬祭など食事をしながら会話をする場面では感染リスクが高くなります。会食時は少人数で会話を控え、会話をするときはマスクを着用しましょう。

●気の緩みが起こる場面

- ・喫煙室や休憩室では気が緩みがちです。一息ついたらマスクを着用しましょう。
- ・知人や友人と自動車移動中、「マスクなし」になっていませんか。車内は換気のない狭い空間です。マスクの着用、定期的な換気も大切です。

●基本的な感染対策

- て … 手洗い（せっけんで指先、指の間、手の甲、手首まで30秒かけてしっかり洗う。）
- ま … マスクの着用（皮膚とすき間を作らず、鼻と口をしっかりと覆う。）
- か … 換気（寒い中でも室内は換気をよくして）
- け … 健康管理（毎日検温、十分な睡眠・栄養で免疫力アップ、体調不良時は外出を控えて）
- ま … 守る！3密回避（密閉空間を避け、人と接する際は密集・密接に注意）
- しょう … 消毒しよう！共用部分（消毒用アルコールを噴霧して布で塗り広げるなど）

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

町民の皆さんへのお願い

感染症への恐怖心や不安感から、感染者やその家族、医療機関、医療従事者等への人権侵害、風評被害の事例が全国で確認されています。

誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷、個人の特定や勝手な個人情報公開、不確かな情報の発信は慎み、思いやりのある冷静な行動に町民の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

お詫びと訂正

2月22日発行第751号の広報だいご3月号において、7ページの「新型コロナウイルスワクチン接種の準備をすすめています」の記事について、コールセンターの電話番号に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

【正】76-8076

【誤】76-0876

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

帰省学生に対するPCR検査費用助成金

大子町に帰省する学生が、帰省前に検査を受け、新型コロナウイルス感染を危惧することなく、安心して帰省できるように帰省学生に対するPCR検査費用助成金の交付を行います。

●助成対象者

次の要件のいずれにも該当する方の保護者に助成します。

- ・現住所が町外にあり（住民登録は問わない。）、かつ、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、大学院又は専門学校に在籍する学生であること。
- ・保護者が町に住民登録をしていること。
- ・帰省を目的にPCR検査を実施していること。

●助成回数

PCR検査1回

●助成額

上限2万円 ※ただし、検査費用が助成額の上限より低い場合は、検査費用とします。

●申請方法

学生が検査を受けた日から20日以内に、次のものを持参の上、所定の申請書兼請求書にて保護者が健康増進課へ申請してください。

- ・在学証明書又は学生証の写し
- ・PCR検査領収書（検査名、検査実施機関名が記載されているもの）
- ・保護者の振込口座の写し（通帳等）
- ・印鑑

※申請書兼請求書は、健康増進課窓口又は町ホームページからダウンロードして入手することができます。

●申請受付期間

令和3年3月31日まで ※土日・祝日を除く。

●交付方法

口座振込で交付します。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

大子町公式アプリ

町では、災害や新型コロナウイルス感染症に関する情報など各種情報を、公式アプリで発信しています。アプリでは、プッシュ通知により、受動的に最新情報を得ることができます。

「広報だいが」や「広報だいが お知らせ版」の発行情報もお知らせしていますので、ぜひ大子町公式アプリをダウンロードし、利活用をお願いします。

ダウンロードする際は、App Store や Google play から「大子町」で検索するか、以下のQRコードを読み取ってください。



(iPhone用)



(android用)

問合せ まちづくり課 Tel 72-1131

大子町地域おこし協力隊活動報告

令和2年度の地域おこし協力隊の活動報告をパネル展示で開催します。今年度に協力隊を卒業した隊員の紹介や、大子町で活動中の県北地域おこし協力隊の紹介もあります。

- 日時 3月15日(月)～28日(日)
9:00～17:00
- 場所 文化社会福祉会館「まいん」
観光展示コーナー
- その他 入館の際は施設の感染症予防対策に御協力ください。

問合せ

まちづくり課 Tel 72-1131

地域おこし協力隊

E-mail: daigomachi.chiikiokoshi@gmail.com

水道事業業務の一部を民間事業者へ委託

大子町水道事業では、サービスの向上と業務の効率化の両立を図るとともに、適切な滞納者対策を進め経営の健全化を図るため、4月から業務の一部を民間事業者へ委託します。

●委託する業務

- (1) 受付業務（お客さまセンターの設置） (2) 水道料金の納入に関する業務
(3) 水道の開栓、閉栓の業務 (4) メーター検針に関する業務 など

●委託先

株式会社 日本ウォーターテックス（埼玉県幸手市緑台）

●委託期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（4年間）

●その他

- (1) 「大子町水道お客さまセンター」の設置（※電話番号は現在の番号と変わりません。）
委託先の社員が水道課内に常駐します（3人）。
(2) 来訪、電話での対応は、全て「大子町水道お客さまセンター」で受付し担当者へおつなぎします。
(3) 水道課施設担当の業務に変更はありません。

問合せ 水道課 Tel 7 2 - 2 2 2 1

引っ越しの際の住所異動について

●入学、就職、転勤による引っ越しで住所を異動する方は、町民課窓口での「正確な住所の届出」が必要です。

住所の異動届（転出・転入・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。マイナンバーカードは最新の住所にしましょう。

●住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

▽他市区町村に引っ越しをする場合

・引っ越し前に

転出届を引っ越し前の市区町村窓口へ提出し、転出証明書を受け取り、引っ越し先の市区町村へ

・引っ越し後

引っ越し前の市区町村から受け取った転出証明書を持参し、転入した日から14日以内に引っ越し先の市区町村の窓口へ転入届を提出

▽同一市区町村内で転居する場合

・転居した日から14日以内にお住まいの市区町村の窓口へ転居届を提出

※住所異動の際は、届出人の本人確認を行います。

問合せ 町民課町民担当 Tel 7 2 - 1 1 1 2

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳閲覧状況の公表は、住民基本台帳法により義務付けられています。同法の規定に基づき、令和元年12月から令和2年11月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者	閲覧事由	閲覧年月日	閲覧対象地区
総務省	「家計消費状況調査」対象者抽出のため	令和2年2月12日	大字袋田、南田気、小生瀬
総務省	「家計消費状況調査」対象者抽出のため	令和2年5月26日	大字芦野倉
総務省	「家計消費状況調査」対象者抽出のため	令和2年10月5日	大字下金沢

問合せ 町民課町民担当 Tel 7 2 - 1 1 1 2

第2次大子町地域福祉計画策定のための意見募集（パブリック・コメント）

町では、第2次大子町地域福祉計画の策定に当たり、計画（素案）について、皆さんから幅広く意見を募集します。

●第2次大子町地域福祉計画について

町が「地域生活課題」を明らかにし、その解決に必要な施策の内容、量、体制について関係課、関係機関、専門職等と協議した上で目標を設定し、そして、その目標を計画的に整備していくためのものです。

●計画（素案）の閲覧方法

町ホームページに掲載するほか、福祉課で閲覧できます。

●計画（素案）の閲覧期間及び意見を募集する期間

3月15日（月）～3月28日（日） ※郵送による意見の提出は募集期間内の消印有効福祉課で閲覧する場合、平日午前8時30分から午後5時まで

●意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- ・町内に通勤、通学する方
- ・その他案件に利害関係のある方

●意見の提出方法

- ・郵送又は持参：〒319-3526 大子町大字大子866番地 大子町役場福祉課宛て
- ・FAX：0295-72-1167
- ・電子メール：fukushi01@town.daigo.lg.jp

●意見の公表等

- ・提出された御意見等（類似する意見等はまとめて）に対する町の考え方を、回答として町ホームページ等でお知らせする予定です。
- ・意見募集の結果について、御意見以外の内容（住所、氏名等の個人情報等）は公表しません。
- ・御意見に対しての個別の回答はできかねますので、あらかじめ御了承ください。

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL72-1117

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本、雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。

開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

●新しく入った本

▽一般書

- 「ほほえみを忘れずに。ルンルンでいきましょう」美輪明宏著
- 「人新世の『資本論』」斎藤公平著
- 「スマホ脳」アンデシュ・ハンセン著、久川葉子訳
- 「サイボウズ流テレワークの教科書」サイボウズチームワーク総研著
- 「1日5分からの断捨離 モノが減ると、時間が増える」やましたひでこ著
- 「なぜ、読解力が必要なのか？社会に出るあなたに伝えたい」池上彰著
- 「オルタネート」加藤シゲアキ著
- 「公孫龍 卷一 青龍篇」宮城谷昌光著

▽児童書

- 「こどもSDGs なぜSDGsが必要なかわかる本」秋山宏次郎監修、バウンド著
- 「パンどろぼうvsにせパンどろぼう」柴田ケイコ作

※インターネットで蔵書を検索することができます（<http://www.lib-eye.net/daigo/>）。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL72-6123

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課まで御相談ください。

●徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合（地方税法第15条）

▽ケース1：災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

▽ケース2：御本人又は御家族が病気にかかった場合

納税者御本人又は生計を同じにする御家族が病気にかかった場合

▽ケース3：事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

▽ケース4：事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

●申請による換価の猶予

以上のケースのほか、地方税を一時に納付することができない場合（地方税法第15条の6）

※ e L T A Xからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）を御覧ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 7 2 - 1 1 1 6

新型コロナウイルス感染症の影響等により徴収猶予の特例を受けた方へ

●猶予の期限に御注意ください

現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限を確認し、期限までに納付するようお願いいたします。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続を完了させる必要があります。納付が困難な方は、税務課までお早めに御相談ください。

●以下の注意点を御確認ください

- ・ 猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書により御確認ください。
- ・ 猶予期間の終了日までに納付しない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- ・ 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の御提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 7 2 - 1 1 1 6

大子警察署からのお願い

茨城県北部において、ニセ電話詐欺被害が多発しています。

犯人は、「警察官」「役場職員」「銀行員」等を装い電話をかけてきます。警察官や銀行員等がキャッシュカードを取りに来ることは絶対にありません！

電話で、役場職員や銀行員から、「医療費などの還付金がある」「A T Mで手続ができます」「A T Mに行ってください」等とされていませんか？

携帯電話で通話しながらA T M機を操作させ、預金を振り込ませてだまし取る詐欺です。

*絶対に「暗証番号は教えない」「キャッシュカードは渡さない」

*自宅電話は在宅中も留守番電話にしましょう！

問合せ 大子警察署 Tel 7 2 - 0 1 1 0

食品ロス（食べ残し）を減らす生活をしましょう

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまいます。

日本の食品廃棄物等は年間で約2,550万tで、その中で食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）の量は年間約612万tです。1人当りに換算すると1年で約48kgの食品ロス量で、これは1人当たり毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量です。また、世界の飢餓に苦しむ人への食糧援助量が年間約320万tに対し、日本の廃棄量はその約2倍です。

皆さんも、食品ロスについて考え、食品ロスを減らす生活を実践していきましょう。

日本の食品ロス量：約612万t／年（廃棄） 世界の食糧援助量：約312万t／年（不足）

問合せ 生活環境課 TEL76-8802

心身に障がいのある方に対する自動車税種別割の減免制度

●減免対象者

身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳，療育手帳，戦傷病者手帳をお持ちの方

※障がいの区分，等級により減免できない場合があります。

●減免の対象となる自動車

心身に障がいのある方が通院，通学，通所又は生業のために使用する自動車

※障がいのある方1人に対し，1台が対象です。

●申請方法

必要な書類をお持ちの上，県税事務所へ来所し申請してください。

※減免の要件により必要な書類等が異なりますので，事前に県税事務所へお問い合わせください。

●申請時期

令和3年度から減免を受ける場合は，令和3年5月31日（納期限）までに申請してください。

※5月31日（納期限）を過ぎると翌年度からの減免となります。

- ・新車，中古自動車新規登録に係る減免や自動車税環境性能割減免については，登録日から30日以内に水戸県税事務所自動車税分室（茨城運輸支局内）で申請してください。
- ・軽自動車の減免申請については，お住まいの市役所，町村役場へお問い合わせください。

問合せ 茨城県常陸太田県税事務所収税第一課 TEL0294-80-3314

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について

町では，スマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済，口座振替，eL T A X（エルタックス）を利用して，町税を納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため，自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ利用するようにお願いします。

なお，町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からののお知らせ」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室 TEL72-1116

大子町観光物産館（道の駅奥久慈だいご）リニューアル

大子町観光物産館（道の駅奥久慈だいご）の改修工事（リニューアル）を行っています。

大子町観光物産館はオープンから22年が経過したことから，老朽箇所を修繕し，館内を改装することで，魅力を向上させます。

工事期間中は，全面休館又は一部休館（販売場所の変更）となり，御迷惑をおかけしますが，御理解，御協力をお願いします。

●予定工期 令和3年2月から令和3年5月までの約4か月間

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

空き家等の有効活用の御案内

大子町では、空き家等（※）の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図ることを目的に、「空き家等情報バンク」事業を行っています。

空き家バンクとは、空き家の賃貸又は売却を希望する所有者などからの申込みにより登録された空き家情報を、空き家の利用を希望する方に対して、町が提供する制度のことで、登録料は無料です。

現在、移住希望者等から空き家に関する問合せが多数あり、御案内できる町内の空き家の数が不足しています。「空き家を誰かに貸したい、売りたい」と考えている空き家所有者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。詳しくは、まちづくり課までお気軽にお問い合わせください。

※「空き家等」とは、個人が大子町内に所有し、かつ、現在居住していない又は近く居住しなくなる建物及びその敷地のことをいいます。

問合せ まちづくり課 Tel 7 2 - 1 1 3 1

空き家の片付けやリフォームを行う方への支援

空き家問題を解消するため、空き家の片付けや改修を行う所有者の方やリフォームを行う入居者の方を支援しています。具体的には、空き家バンクに登録されている物件における所有者の方への「空き家片付け支援補助金」と、改修やリフォームをする所有者又は入居者の方への「空き家バンクリフォーム助成金」です。ぜひ積極的に御活用ください。

●空き家に関する支援策

支援策	空き家片付け支援補助金	空き家バンクリフォーム助成金	
対象者	空き家バンクに登録されている空き家の所有者	空き家バンクに登録されている空き家の所有者	空き家バンク制度を利用し入居後1年以上の空き家入居者
対象経費	空き家の家財撤去や敷地の除草作業に要する経費	町内業者に発注して行う20万円以上の空き家のリフォームに要する経費	
交付額	5万円	対象経費の2分の1で、最大50万円	対象経費の2分の1で、最大70万円
交付の制限	1物件につき1回	1物件につき1回	1人につき1回

問合せ <空き家バンク・空き家片付け支援補助金に関する事> まちづくり課 Tel 7 2 - 1 1 3 1
<空き家バンクリフォーム助成金に関する事> 建設課 Tel 7 2 - 2 6 1 1

中皮腫や肺がんなど、石綿（アスベスト）による疾病の補償・救済

中皮腫や肺がんなどで亡くなった方が、労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、各種給付金を受けることができます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫や肺がんなどで亡くなった方が、過去に石綿業務に従事していた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に御相談ください。

問合せ

<労災保険制度による「労災保険給付」について>

<石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金（石綿健康被害救済制度）」について>

茨城労働局労働基準部労災補償課 Tel 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 7

茨城労働局水戸労働基準監督署 Tel 0 2 9 - 2 2 6 - 2 2 3 7

<石綿健康被害救済制度による「救済制度」について>

独立行政法人環境再生保全機構（E R C A）石綿救済相談ダイヤル Tel 0 1 2 0 - 3 8 9 - 9 3 1

令和3年度茨城県警察官採用試験（第1回）案内

●受験資格

▽男性警察官A，女性警察官A（大学卒業程度）

昭和63年4月2日以降に生まれた方で，学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方若しくは令和4年3月31日までに卒業見込みの方又は人事委員会がこれと同等と認める方

▽男性警察官B，女性警察官B（A区分以外）

昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で，警察官Aの受験資格（学歴区分）に該当しない方（令和4年3月31日までに高等学校を卒業見込みの方を除く。）

●受付期間

3月1日（月）9：00～4月9日（金）17：00

●第1次試験

教養，論文試験：5月9日（日）

●第2次試験

身体検査，体力試験，適正検査：5月29日（土），5月30日（日）のいずれか1日

集団討論，個別面接：7月6日（火）～7月16日（金）のいずれか1日

●受験申込み

茨城県警察採用案内ホームページ又は右のQRコードからお申し込みください。また，申し込む方は事前に大子警察署まで御連絡ください。



問合せ 大子警察署警務課 Tel 72-0110

令和3年度労働基準監督官採用試験

労働基準監督官は，厚生労働省の専門職員です。労働基準関係法令に基づいて工場，事業場などに立ち入り，事業主に法に定める基準を遵守させることにより，労働条件の確保・向上，労働者の安全や健康の確保を図っています。また，不幸にして労働災害に遭われた方に対する労災補償の業務を行っています。

採用後は，主に採用された都道府県単位の労働局管内の労働基準監督署（労働局を含む。）で勤務します。なお，採用後3年目からの2年間，原則13年目からの2年間については，採用された労働局とは別の労働局で勤務することとなります。

●採用試験受験資格

・平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの方

・平成12年4月2日以降生まれの方で以下に該当する方

①大学を卒業した方又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの方

②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

●試験の程度

大学卒業程度

●インターネット申込受付期間

3月26日（金）9：00～4月7日（水） 受信有効

インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

●試験日

▽第1次試験日 6月6日（日） ※第1次試験合格発表日 6月29日（火）9：00

▽第2次試験日 7月13日（火）～7月15日（木）のうち指定された日

※最終合格者発表日 8月17日（火）9：00

●その他

・労働基準監督官の業務，採用後の処遇等については，厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>），令和3年度試験については，人事院ホームページ（<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>）から御確認ください。

・茨城労働局のホームページにも採用情報を掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/soumubu/about_recruit.html

問合せ 茨城労働局総務部総務課 Tel 029-224-6211
茨城労働局水戸労働基準監督署 Tel 029-226-2237

アート作品展の御案内

- 日 時 3月20日(土)～28日(日)
- 展 示
 - ▽七宝焼きと金属のアート 作家 岩上満里奈
 - ・会場 memeguru(百段階段近く, 旧堀江歯科) 大子町大字大子660-5
 - ▽和紙アート(大子産楮を用いた本美濃紙を使用) 作家 竹山美紀
 - ・会場 株式会社遠藤克彦建築研究所 大子町ミライセンター(大子郵便局隣) 大子町大字大子678
- その他 屋外から鑑賞する構成です(新型コロナウイルス感染防止のため)。スタッフは常駐していません。

問合せ NPO法人まちの研究室 Tel76-8025
まちづくり課 Tel72-1131

Dカフェ(認知症カフェ)

認知症の方とその家族, 介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは, 認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり, 介護について共有したり, 新たな人と出会ってみませんか?

- 日 時 3月21日(日) 13:30～15:00(受付13:15～)
- 集合場所 大子フロント(旧森山写真館)
- テーマ 脳活体操(コグニサイズ)&サロン
- 参加費 無料
- 申込み 不要
- 主催 でくあす大子(協賛:地域包括支援センター)
- その他 当日は感染症対策のため, マスクの着用をお願いします。また, 感染症等の状況により中止となる場合がありますので, 御了承ください。

問合せ 地域包括支援センター Tel72-1175

物忘れ(認知症)相談

地域包括支援センターでは, 物忘れや認知症に関する相談日を設けています。

最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は, お気軽に御相談ください。

- 日 時 3月25日(木)
13:00～16:00
- 担当者 地域包括支援センター職員
- 場 所 保健センター
- 申込み 3月24日(水)までに電話等で地域包括支援センターへお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター
Tel72-1175

訪問介護事業所の新規開設

社会福祉協議会は, 4月から新たに訪問介護事業所(ヘルパーステーション)を開設します。

訪問介護事業とは, 訪問介護員(ホームヘルパー)が要支援, 要介護認定を受けている高齢者等の自宅を訪問し, 洗濯, 買物等の「生活介護」や食事, 入浴等の「身体介護」をすることで, 高齢者等が自宅で可能な限り自立した生活を送れるよう支援するサービスです。

- 事業開始日 4月1日
- 事業所の場所 旧浅川小学校
- 事業所の名称
(仮称)大子町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

問合せ 社会福祉協議会 Tel72-2005

健康づくりポイント事業のお知らせ ～記念品交換は3月31日まで～

今年度の健康づくりポイントは貯まりましたか？健康づくりポイントは次年度には繰り越せません。5ポイントから記念品と交換ができますので、ポイントが貯まった方は、忘れずに交換しましょう。

●記念品の交換方法

▽期限 3月31日（水）まで

▽記念品 5ポイント以上：1,000円相当のおまかせ特産品セット又は温泉施設利用券2枚
8ポイント以上：2,000円相当のおまかせ特産品セット又は温泉施設利用券4枚
12ポイント以上：選べる特産品（大子産米，奥久慈しゃも，常陸大黒製品のいずれか1つ）又は温泉施設利用券6枚

※温泉施設利用券は，森林の温泉，大子温泉やみぞ，フォレスパ大子及び道の駅「奥久慈だいが」浴場で使えます。

▽方法 5，8，12ポイントのいずれかまで貯まったら，カードに必要事項を記入して健康増進課へ提出してください。1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。特産品については，後日送付します。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

いばらき出会いサポートセンターのマッチングシステムリニューアルのお知らせ

いばらき出会いサポートセンターは，独身の方の出会いの場づくりのため，県が労働団体と共同で設立した団体です。

令和3年4月から，マッチングシステムを一層便利に，使いやすくリニューアルします。新システムでは，自分のスマートフォン等からお相手検索やお見合い申込みができ，相性の良いお相手をAI（人工知能）が紹介します。令和3年3月から新規入会受付開始（登録料11,000円/2年間）。詳しくは，センターホームページを御覧ください。



問合せ・申込み いばらき出会いサポートセンター Tel 029-224-8888
HP: <https://www.ibccnet.com>

ベストパートナー助成金

「いばらき出会いサポートセンター」に町民の方が加入した場合に，入会登録料11,000円を初年度に限り助成します。どうぞ積極的に御活用ください。

問合せ・申込み
いばらき出会いサポートセンター
Tel 029-224-8888
助成金の申請先
まちづくり課 Tel 72-1131



戦没者の御遺族の皆様へ

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の御遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十一回特別弔慰金については、御遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

●支給対象者

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) (1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- (5) 請求者本人以外の方が手続をする場合は、委任状が必要となりますので、事前にお問い合わせください。
- (6) 押印の見直し等に伴い、本人確認書類の提出が必要となりますので、本人の確認ができる物をお持ちください。
※「運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどのいずれか1点」又は「公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳などのうち2点」

●支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

●受付期間

令和2年7月1日から令和5年4月2日まで

問合せ 福祉課社会福祉担当 Tel 72-1117

【気になる！原子力講座 vol.6】 「原子力災害時における生徒の引渡し」

原子力災害対策重点区域（PAZ・UPZ）内に位置する学校に在学中、原子力発電施設における重大事故等により原子力災害が発生した場合、事態の変化に応じて在校生徒は保護者へ引き渡されることになります。

学校と原子力発電施設との位置関係や事態の状況にもよりますが、学校や避難先など引渡しが行われる場所は様々です。

原子力災害対策重点区域に位置している学校に通う生徒がいる方は、平時から緊急時の行動を家族内でよく相談し確認しておきましょう。

※原子力災害対策重点区域とは、原子力発電施設から30km圏内のこと。

PAZ…原子力発電施設からおおむね5km圏内

UPZ…原子力発電施設からおおむね5km～30km圏内

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

